

# 亀岡市路上喫煙の 規制に関する条例

平成30年7月1日 施行

## 条例制定の背景

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催され、空手のホストタウンとして協定を締結している亀岡市として、「望まない受動喫煙」の実効性ある対策の取り組みをより一層進めていく必要があります。

## 条例の目的

路上での喫煙を規制することにより、受動喫煙の防止及び歩きタバコによる火傷などの防止に努め、地域や家庭においての受動喫煙防止の意識の向上や環境整備を行い、健康なまちづくりをすすめます。

## 条例の内容

路上喫煙をしないように  
努めましょう。

路上喫煙とは、道路その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く）において、たばこを吸うことまたは火のついたたばこを所持することをいいます。

路上喫煙禁止区域を  
指定します。

JR4駅、トロッコ亀岡駅付近を平成31年1月15日から禁止区域として指定します。

路上喫煙禁止区域では喫煙を禁止します。

過料の徴収規定を設けます。

平成31年(2019年)7月から過料(1,000円)の徴収を開始します。

